

騒音防止対策 (建設作業の騒音)

福島県では、「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、建設工事の作業に伴って発生する騒音の防止に関する取り組みを行っています。

1 建設作業から発生する騒音の規制

騒音規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものを「特定建設作業」と定義しています。騒音規制法に基づく指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、法規制の対象になります。

また、福島県生活環境の保全等に関する条例による規制では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業（騒音規制法の特定建設作業に該当する作業を除く）であって規則で定めるものを「騒音指定建設作業」と定義しています。

特定建設作業及び騒音指定建設作業は、別表に示す8種類の作業です。

2 騒音規制法に基づく規制

(1) 規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は次のとおりです。

なお、当該作業がその作業を開始した日に終了する場合は除きます。

基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間 に関する基準 (※)	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	85デシベル 以下	7:00～19:00	1日10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
第2号区域		6:00～22:00	1日14時間を 超えないこと		

(※) 災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業は除く。

区域の区分	指定地域の範囲
第1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80m以内の地域
第2号区域	騒音規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域

(2) 騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	田村市	泉崎村	柳津町	富岡町	
本宮市	鏡石町	矢吹町	会津美里町		
	石川町				

国土地理院承認 平14総複 第149号



騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

福島県

白地図「KenMap」の地図画像を編集

※ この図は、騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村を色つきで示したもので、当該市町村のすべての地域が指定地域であるという意味ではありません。指定地域の詳しい範囲については、各市町村へお問い合わせください。(町村部については、県でも問い合わせ可能です。)

3 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

(1) 規制基準指定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は次のとおりです。

なお、当該作業がその作業を開始した日に終了する場合は除きます。

敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準 (※)	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
85デシベル以下	7:00～19:00	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと

(※) 災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業を除きます。

(2) 建設作業騒音規制地域

県内全域（騒音規制法に基づく指定地域を除く）における、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲80m以内の地域です。

4 実施届出

指定地域内等で特定建設作業等を伴う建設工事を施工しようとする場合は、当該作業の開始の日の7日前までに、所定の事項を市町村長に届出なければなりません。

ただし、災害その他の非常事態の発生により、特定建設作業等を緊急に行う必要がある場合は、届出を行える状態になった時点で速やかに届け出てください。

5 改善勧告及び改善命令

特定建設作業、指定建設作業において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が損なわれると認められる場合、市町村長（騒音規制法に基づく指定地域を有しない町村については知事）は、騒音防止の方法の改善又は作業時間の変更について勧告を行うことができます。

また、改善勧告に従わず建設作業を行っているときは、騒音防止の方法の改善又は作業時間の変更について改善を命ずることができます。

別表 騒音規制法に基づく特定建設作業及び県条例に基づく騒音指定建設作業

<p>くい打機、くい抜機又は、くい打くい抜機を使用する作業</p>	<p>もんけん式、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。</p>
<p>びょう打機を使用する作業</p>	
<p>さく岩機を使用する作業</p>	<p>作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。</p>
<p>空気圧縮機を使用する作業</p>	<p>電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。ただし、さく岩機の動力として使用する作業を除く。</p>
<p>コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業</p>	<p>コンクリートプラントにあつては、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。 アスファルトプラントにあつては、混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。</p>
<p>バックホウを使用する作業</p>	<p>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。</p>
<p>トラクターショベルを使用する作業</p>	<p>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。</p>
<p>ブルドーザーを使用する作業</p>	<p>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。</p>